

2025年11月1日始期

**団体割引
20%適用**

団体医師賠償責任保険のご案内

メニュー	内容	ページ
医師賠償責任保険の概要	医師特約条項 医療施設特約条項	P.1～4
オプションのご案内 	勤務医師包括担保追加条項	P. 5
	看護職賠償責任保険（包括契約）	P. 6
	医療従事者賠償責任保険（包括契約）	P. 8
	傷害担保追加条項 おすすめ！！	P. 10
	傷害見舞費用担保追加条項 おすすめ！！	P. 11
自動セットの特約	刑事弁護士費用担保追加条項	P. 12
この保険のあらまし(契約概要のご説明)		P. 13
補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）		P. 14
ご加入にあたってのご注意		P. 15
万一事故にあわれたら		P. 16
お問合せ先		

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし（団体契約概要のご説明）

- 商品の仕組み : 医師賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約、各特約条項・追加条項をセットしたものです。
 - 保険契約者 : 全国医師休診済会
 - 保険期間 : 2025年11月1日から2026年11月1日午後4時まで1年間となります。
 - 申込締切日 : 2025年10月20日（月）
 - 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等
: 引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレット、または別紙に記載しておりますのでご確認ください。
 - 加入対象者 : 新東京フォレスト医師協同組合に所属する医療機関の開設者、勤務医師
 - 被保険者 : その医療機関の開設者、勤務医（詳細については各ページをご確認ください。）
 - お支払方法 : 2025年10月末日までに当組合までにお支払いください。
-
- お手続き方法 : 添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の西東京医師協同組合までご送付ください。
 - 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から2026年11月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始の前日までにご案内の口座までお支払い願います。
 - 中途脱退 : この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の新東京フォレスト医師協同組合までご連絡ください。
 - その他ご注意 : 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますのであらかじめご了承ください。

医師賠償責任保険の概要

医師賠償責任保険は、医療特約条項と医療施設特約条項をセットとした、医師・歯科医師の皆さまのための保険です。

◆医師特約条項の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◆医療施設特約条項の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、業務遂行上の事故^{（注1）}、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

（注1）医療施設の内外で行われる業務遂行に起因して生じた事故が対象となります。

※賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

この保険にご加入いただく方は・・・

以下のいずれかの方となります。

1. 医療施設の開設者の方

一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方（医療事故が発生した場合に、被害を受けられた患者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者の方となります。）

なお、医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。

ただし、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設とセットでの加入となります。

2. 勤務医師の方

一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師・

歯科医師の方

※勤務医師の方がご加入の場合は医療施設特約は対象とはなりません。

被保険者（保険の補償を受けられる方）は・・・

1. 医療施設の開設者の方がご加入の場合

＜医師特約条項＞

被保険者は開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

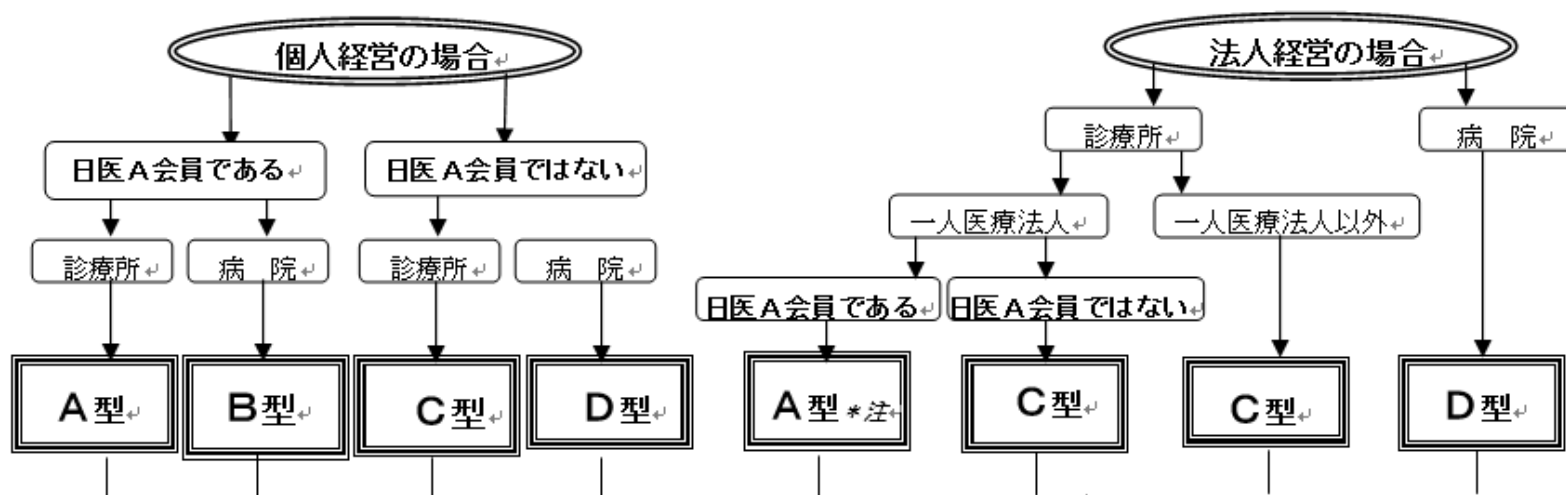
＜医療施設特約条項＞ 開設者の方のほか、その使用人その他開設者の業務の補助者の方も被保険者となります。

2. 勤務医師の方がご加入の場合

被保険者は一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師・歯科医師の方となります。

医師賠償責任保険 ご加入型フローチャート

下記チャートにて契約型をご選択のうえ保険料をご確認ください。日医会員の区分はご自身でご確認ください。



別紙の保険料表を参照してください。

注：一人医療法人で、院長以外の医師が日医A1、A2会員でない場合、その医師の医療行為による事故は日医A1会員である院長の日医賠償責任保険では補償されません。この機会のC型のご加入をおすすめします。

お支払いする保険金

<1> 医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金（治療費、休業損害、慰謝料など）
- ②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

<2> 医療施設特約条項

- ①法律上の損害賠償金

・身体賠償事故の場合・・・治療費、休業損失、慰謝料など

・財物賠償事故の場合・・・修理費、再調達費など（※）

（※）修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

・人格権侵害事故の場合・・・慰謝料など

- ②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

<保険金をお支払いする主な事故例>

医師特約



手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。

医師特約



診断を誤ったために、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。

医療施設特約



診療所の床が滑りやすくなっていたために、来訪者が転倒し、ケガをした。

医療施設特約



院内で提供した食事が原因で食中毒が発生した。

保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

<賠償責任保険共通の免責事由>

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任（※）
- ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任（※）

（※）損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 など

<医師特約に関する免責事由>

- ①医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ②美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③医療の結果を保証することによって加重された責任 など

<医療施設特約に関する免責事由>

■医療施設業務担保条項

- ①被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任。
- ②看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- ③医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ④航空機、自動車（原動機付自転車も含みます。）または医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任（放射線照射は、医療放射線を除きます。）

■人格権侵害担保条項

- ①被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- ②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 など

保険期間について

1年間となります。

※医師特約については、医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象となります（損害賠償請求ベース）。一方、医療施設特約については、保険期間内に事故が発生した場合に補償の対象となります

（事故発生ベース）。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。

ただし、初年度契約締結前（その保険契約を最初にご契約になったときより前）に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いすることができません。

保険適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

勤務医師・看護師等に対する求償について

この保険において損保ジャパンは、医療施設の開設者の方がご加入になっている保険契約に基づいて保険金をお支払いする場合、勤務医師や看護師等の医療従事者の方が賠償責任保険に加入しているときにかぎり、責任割合相当分について、その医療従事者の方に対する求償権を行使する場合があります。

損害賠償請求期間延長担保追加条項のご案内

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットすることをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。（被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎります。）解約の場合は解約のお手続き時に、ご契約を継続されない場合は満期時に合わせてご加入になれます。ご加入にあたっては所定のお申込手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ポイント●

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

（保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。下記「解約時のご注意点」をご参照ください。）

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。

保険契約を継続されない場合や、廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。）

優良割引・損害率対応割増制度について

この保険では、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方がご加入になるご契約の場合、過去の事故実績に応じて割増引が適用されることがあります。

◆優良割引制度

＜適用の対象となる条件と割引率＞

以下のすべてを満たすご契約に対して**20%**の割引を適用します。（注）

①病院、介護老人保健施設または介護医療院のご契約であること。

②ご契約病床数が100床以上であること。

（介護老人保健施設の場合、定員数が100名以上であること、また、介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上であることをいいます。）

③集計の対象となる過去5年間の成績計算期間中の支払保険金がないこと。

（注）・成績計算期間につきましては、下記「損害率の算出」をご参照ください。

・病床数は、成績計算期間の末日における対象の医療施設の全契約病床数とします。

・病床数100床未満の病院は対象となりません。

・成績計算期間中にご契約の実績があること、割引適用時点でご契約後1年以上経過していることが適用の条件となります。

・優良割引の適用可否については毎年契約更改時に見直しを行います。

・保険金のお支払いがある場合は、優良割引の対象外となりますのでご注意ください。

◆損害率対応割増（デメリット割増）制度

＜適用の対象となる条件＞

以下のすべてを満たすご契約に対して適用します。（注）

①病院、介護老人保健施設または介護医療院のご契約であること。

②ご契約病床数が100床以上であること。

（介護老人保健施設の場合、定員数が100名以上であること、また、介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上であることをいいます。）

③集計の対象となる過去5年間の成績計算期間中の損害率が100%以上であること。

（注）・成績計算期間および損害率につきましては、下記「損害率の算出」をご参照ください。

・病床数は、成績計算期間の末日における対象の医療施設の全契約病床数とします。

・病床数100床未満の病院は対象となりません。

・割増率については毎年契約更改時に見直しを行います。

◆損害率の算出

＜成績計算期間＞

損害率（過去の事故実績）の計算を行う集計期間をいい、期間は5年間となります。

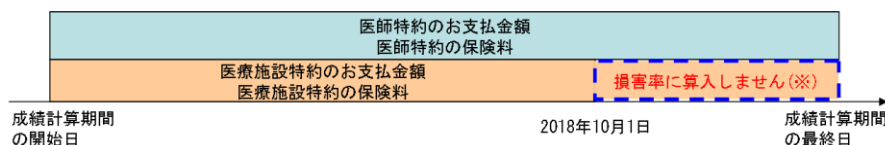
※成績計算期間（5年間）の起算日はご契約の保険始期日より異なります。

＜損害率の算出式＞

成績計算期間の累計お支払金額 ÷ 成績計算期間の累計保険料

※対象病院の医師特約（勤務医師包括担保追加条項を含みます。）・医療施設特約（セットする追加条項を除きます。）につき、お支払金額および保険料をそれぞれ合算して計算します。保険料について成績計算期間中に割増引が適用されている場合は、割増引前の保険料を適用します。

※2018年10月1日以降にお支払いした医療施設特約の保険金、2018年10月1日以降に保険始期日または変更日が属する保険契約における医療施設特約の保険料は損害率の算出式に算入しません。（下図（※）の部分）



◆病院契約の保険料の算出方法

病院契約の保険料は以下の式により算出します。

優良割引適用となる病院や、割増保険料の適用となる病院については別途ご案内します。

病床区分別の病床数

×

1ベッド保険料

=

年間保険料

【適用する病床数について】

・病院契約におけるベッド数は、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。

・誤った病床数にてご契約された場合には、契約が解除されるか、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご契約時に必ずご確認願います。

個々のご契約に対して適用される実際の割増引率の詳細については取扱代理店または損保ジャパンまでお問合せください。

オプション1 勤務医師包括担保追加条項

◆ 勤務医師の個人責任部分についても包括的に備えたい ◆

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。

この追加条項を医療施設がご加入の医師特約と合わせてご加入になることにより、医療施設の開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者である医師の方個人を被保険者とすることができます。

※この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。

※この追加条項は加入者カード記載の医療施設の使用人以外の方が、その医療施設で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿（医師名簿）をご加入医療施設において常時備えつけられておくことが必要となります。

※加入型（保険金額）はこの追加条項がセットされる主契約の医師特約の保険金額を上回らないものとします。

（１）保険の概要

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的に補償します。

（２）ご加入いただける方

医療施設（医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院）の開設者

（３）被保険者

当該医療施設で医療業務を行う勤務医師の方（過去に勤務していた方を含みます。）

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「勤務医師の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

①加入勤務医師の方の署名・捺印等が不要です。②ご契約内容の変更手続（勤務医師の方の中途加入、中途脱退等の手続）が不要です。③付保もれ・更改もれの心配が不要です。④過去に退職された勤務医師の方も対象となります。

（４）お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など

②争訟費用等・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

（５）保険金をお支払いしない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

①保険契約者・被保険者の故意 ②戦争・変乱・暴動・労働争議 ③地震・噴火・津波・洪水などの天災

④特別な約定により加重された責任 ⑤海外での医療行為 ⑥初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）

身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医師賠償責任保険契約（以降の継続契約を除きます。）をいいます。 など

（６）ご契約にあたってのご注意

①ご勤務される勤務医師の方を一括してのご契約となるため、一部の勤務医師の方のみを対象とする契約はできません。

②保険金額等「保険条件」はすべての勤務医師の方とも同一条件となります。

③事故発生時にはその勤務医師が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

（７）保険料例

保険金額 の型	保険金額		保険料				
			医療上の事故				
	対人		1施設につき		1ベッドにつき		
	1事故	期間中	一般診療所	歯科診療所	一般・療養病床	精神病床	結核・その他病床
1型	100万円	300万円	1,874円	1,015円	381円	94円	132円
10型	1,000万円	3,000万円	8,659円	1,538円	1,761円	434円	609円
30型	3,000万円	9,000万円	15,692円	1,791円	3,190円	786円	1,103円
50型	5,000万円	15,000万円	19,192円	2,000円	3,902円	962円	1,349円
70型	7,000万円	21,000万円	20,894円	2,210円	4,248円	1,046円	1,468円
100型	10,000万円	30,000万円	23,057円	2,523円	4,687円	1,155円	1,620円

オプション2 看護職賠償責任保険（包括契約）

◆ 看護職の個人責任部分についても包括的に備えたい ◆

看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師）の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、看護職の個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

（１）保険の概要

＜第1章 看護業務担保条項＞

看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師）の方の業務（保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務）に起因して、他人の体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

＜第2章 刑事弁護士費用担保条項＞（2024年2月1日以降保険始期契約より）

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外となります。

①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用

②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

（２）ご加入いただける方

医療施設（医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院）の開設者

※歯科診療所は、加入できません。

（３）被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方（過去に勤務していた方を含みます。）

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

①加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。

②ご契約内容の変更手続（看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続）が不要です。

③付保もれ・更改もれの心配が不要です。

④過去に退職された看護職の方も対象となります

（４）お支払いする保険金

＜第1章 看護業務担保条項＞

①法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など

②争訟費用等・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

＜第2章 刑事弁護士費用担保条項＞

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

（５）保険金をお支払いできない主な場合

＜第1章 看護業務担保条項＞

○次の事由に起因する損害

①保険契約者・被保険者の故意

②保健師助産師看護師法に違反して行った業務

③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

⑤特別な約定により加重された責任

⑥海外での医療行為

⑦初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間

開始後に提起を受けた損害賠償請求

など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

など

（５）保険金をお支払いしない主な場合（つづき）

＜第2章 刑事弁護士費用担保条項＞

○次の事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

○次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件

など

（６）ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される看護職の方を一括してのご契約となるため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその看護職が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

（７）保険料例

契約の型コード		K1型	K2型	K3型	K4型	K5型	K6型	K7型	K8型
保険金額	1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	10,000万円	20,000万円
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	15,000万円	21,000万円	30,000万円	60,000万円
保険料	一般診療所（1診療所あたり）		1,140円	2,750円	3,890円	5,920円	6,540円	6,990円	7,680円
	病院契約 （1ベッド あたり）	一般・療養病床	187円	454円	641円	976円	1,078円	1,154円	1,267円
		精神病床	1円	3円	4円	6円	7円	8円	10円
		結核その他病床	2円	5円	7円	10円	11円	12円	14円

オプション3 医療従事者賠償責任保険（包括契約）

◆ 医療従事者の個人責任部分についても包括的に備えたい ◆

医療従事者^{（注）}の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

（注）理学療法士、臨床工学技士、診療放射線技師（診療エックス線技師）、衛生検査技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、視能訓練士、義肢装具士、薬剤師、管理栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士をいいます。

（１）保険の概要

＜第1章 医療業務担保条項＞

医療従事者（理学療法士、臨床工学技士、診療放射線技師（診療エックス線技師）、衛生検査技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、視能訓練士、義肢装具士、薬剤師、管理栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士）の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

①診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）	②臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）
③理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）	④視能訓練士法（昭和46年法律第64号）
⑤言語聴覚士法（平成9年法律第132号）	⑥臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）
⑦義肢装具士法（昭和62年法律第61号）	⑧栄養士法（昭和22年法律第245号）
⑨歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）	⑩歯科技工士法（昭和30年法律第168号）
⑪精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）	⑫薬剤師法（昭和35年法律第146号）
⑬社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）	⑭救急救命士法（平成3年法律第36号）

※1 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

＜第2章 刑事弁護士費用担保条項＞（2024年2月1日以降保険始期契約より）

被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

（２）ご加入いただける方

医療施設（医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院）の開設者

（３）被保険者

保険証券記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方（過去に勤務していた方を含みます。）

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象となるため以下のようなメリットがあります。

- ①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
- ②加入もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

（４）お支払いする保険金

＜第1章 医療業務担保条項＞

①法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など

②争訟費用等・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

＜第2章 刑事弁護士費用担保条項＞

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

（５）保険金をお支払いできない主な場合

<第1章 医療業務担保条項>

○次の事由に起因する損害

- ①保険契約者・被保険者の故意
 - ②前記法律に違反して行った業務
 - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
 - ⑤特別な約定により加重された責任
 - ⑥海外での医療行為
 - ⑦初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求 など
- ※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

○次の事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

○次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事事件 など

（６）ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される医療従事者の方を一括してのご契約となるため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその医療従事者が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

（７）保険料例

契約の型コード		J1型	J2型	J3型	J4型	J5型	J6型	J7型	J8型
保険金額	1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	10,000万円	20,000万円
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	15,000万円	21,000万円	30,000万円	60,000万円
保険料	一般診療所（1診療所あたり）		62円	150円	211円	322円	358円	382円	419円
	歯科診療所（1診療所あたり）		286円	703円	990円	1,511円	1,680円	1,798円	1,967円
	病院契約 （1ベッドあたり）	一般・療養病床	37円	89円	125円	190円	210円	226円	247円
		精神病床	4円	10円	13円	20円	22円	24円	26円
		結核その他病床	6円	14円	20円	30円	34円	36円	39円

オプション4 傷害担保追加条項

(同時セット：特定感染症危険担保追加条項)

◆ 役職員が業務中に被ったおケガや中毒症状の補償を備えたい◆

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。）、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。

(1) 保険金をお支払いする場合

○急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害（※）を被った場合に、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金）をお支払いします。

（※）「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎります。

○感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症）を発病した場合（※）

（※）鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型）は含まれますが、鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型以外の型）、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含みません。

(2) 被保険者

- ①開設者
- ②開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で保険証券記載の医療施設の業務に従事するもの

(3) お支払いする保険金の種類

(死亡保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。

(後遺障害保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%～100%をお支払いします。

(入院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(手術保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（5倍・10倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故にもとづく傷害について、1回の手術にかぎります。

(通院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※上記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金（発病日からその日を含めて180日間限度）、通院保険金（発病日からその日を含めて180日以内の90日限度）をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

(4) 保険金をお支払いしない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦被保険者に対する刑の執行
- ⑧保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨（原因のいかんを問わず）被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合 など

(5) 保険料例

型		D1型	D2型	D3型
診療所契約 (1診療所あたり)	一般診療所(無床・有床)	111,984円	184,448円	269,376円
	歯科診療所	70,904円	117,608円	171,936円
病院契約 (1ベッドあたり)	一般病床・療養病床	14,096円	23,032円	33,592円
	精神病床	8,240円	13,584円	19,832円
	結核その他病床	6,920円	11,464円	16,760円

◆ 医療施設で外来患者や見舞客がおケガされた場合に備えたい ◆

医療施設において、外来患者や見舞客等（入院患者を除きます。）が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

（１）保険金をお支払いする場合

医療施設において、医療施設の利用者が急激かつ偶然な外来の事故（注１）により身体に傷害（注２）を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。

（注１） 法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。

（注２）「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

- ①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
- ②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎります。

●利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。

- ・被保険者（法人の場合は理事、取締役等）およびその者と同居または生計を共にする親族
- ・医療施設の業務に従事中の者
- ・医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中の者
- ・医療施設に入院中の者

（２）被保険者

医療施設（一般医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院）の開設者

（３）保険金をお支払いできない場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被傷者（利用者）の故意または重大な過失
- ④被傷者（利用者）の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ⑤被傷者（利用者）が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑥被傷者（利用者）の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑦被傷者（利用者）の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 など

（４）保険料例

C1型	診療所(1診療所あたり)	歯科診療所(1診療所あたり)	病院(1ベッドあたり)
保険料	1,724円	827円	454円

自動セット 刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用）

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします（起訴後の費用を含みます）。

想定されるご負担（損害）

該当保険商品

民事

損害賠償金、弁護士費用・訴訟費用等

医師賠償責任保険（医師特約・医療施設特約）

刑事

弁護士費用・訴訟費用

刑事弁護士費用担保追加条項

（１）ご加入方法 ●割増保険料なしで自動セットされます。

個人契約としてご加入の場合（被保険者＝個人）

医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

病院契約としてご加入の場合（被保険者＝法人）

勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（２）保険金額

保険期間（１年）を通じて５００万円となります。

※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

（３）保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

（４）保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

（注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注１）
 - ②裁判所が略式命令を発した時（注２）
 - ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注３）
- （注１）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。
- （注２）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。
- （注３）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

（５）保険期間と保険金をお支払いできない主な場合

1. 次の事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③被保険者と世帯を同じくする親族の使用人の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件

ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など

用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第２１１条第１項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第２０３条第１項または同第２４６条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第２条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第５００条の２の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）

医師賠償責任保険の概要

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。（なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。また、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設と同一契約でのお引受けとなります。）

①医師特約条項・・・日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者（保険の補償を受けられる方）が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◎賠償責任保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

②医療施設特約条項・・・医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

①損害賠償請求期間延長担保追加条項・・・保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項を付帯される場合、追加保険料が必要となります。

取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりません。

②勤務医師包括担保追加条項・・・医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払の対象となるのは、加入者カードに記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。

医療上の事故		
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療（職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの）によって、医療の対象者の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合（注1）、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など（注2））をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。 （注1）争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。 （注2）損保ジャパンの事前の承認が必要です。 ○ただし、初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 （初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。）	①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 など
建物等の使用・管理上、給食等による事故	被保険者が加入者カード記載の医療施設（設備を含みます。）の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物（給食等）、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など）をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。	①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。 ②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者被る損害にかぎりません。 など

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（つづき）

③刑事弁護士費用担保追加条項・・・医師賠償責任保険（医師特約および勤務医師包括担保追加条項）にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
刑事訴訟に関する弁護士費用または訴訟費用	被保険者の医療行為の対象者が、日本国内で行なわれた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 なお、以下の弁護士費用はお支払いの対象外となりますのでご注意ください。 a. 公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用 b. 弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に関する弁護士費用など	①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定（注）がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など （注）有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

ご加入にあたってのご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

●保険金額（お支払いする保険金の限度額）や自己負担額等を外貨建とされる場合、保険金の支払い時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額が、保険契約締結時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額を下回る場合がありますので、ご注意願います。

●保険料算出の基礎となる契約種類（リスク区分）欄、診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分、病院の病床数・病床区分等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時に終わります。
（※）保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

●保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

●分割払の場合には、保険料の額、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。

●分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなかつたり、保険契約が解除される場合があります。

●保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりしております。

●医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

（1）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

保険契約申込書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知書等の記載事項すべて

（2）保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

（注）医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の以下の項目をいいます。

- ①被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②契約種類（リスク区分）欄および診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分
- ③契約種類（リスク区分）欄について、病院の病床数・病床区分
- ④過去の保険金支払状況 など

ご加入にあたってのご注意（つづき）

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

（１）保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■保険契約申込書等の記載事項の変更

- ＜例＞①病床数や病床種類を変更される場合
（病院を対象とするご契約の場合）
②保険金額等ご契約内容を変更される場合
③個人立の診療所または病院が、法人立（一人医師医療法人を含みます。）の診療所または病院に組織変更される場合
④法人立（一人医師医療法人を含みます。）の診療所または病院が個人立の診療所または病院に組織変更される場合
⑤病院または診療所が買収または売却され、経営母体が変わる場合
⑥標榜科目を変更される場合 など
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

（２）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

（３）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

（４）重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompojapan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等（※）がある場合を除きます。）

（※）この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●2010年4月1日以降発生事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

* 保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料>

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - （1）事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - （2）上記（1）について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - （3）損害賠償の請求の内容
 - 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 - 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 7. 上記の1. ～ 6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類（※）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。（※）損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。
ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査
⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

No	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手からの領収書、承諾書 など

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

<受付時間> 平日：午後5時～翌日午前9時 / 土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

※上記以外受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

お問合せ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

■取扱代理店 新東京フォレスト医師協同組合 〒143-0024 東京都大田区中央4-31-14 TEL03-3772-2156 FAX03-6429-8535 受付時間 平日午前9時から午後5時まで	■引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 南東京支店 南東京第二支社 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1損保ジャパン本社ビル TEL050-3808-0378 受付時間 平日午前9時から午後5時まで
---	---

- したがいまして、募集・取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- 本契約では既加入者について次年度以降、特にご連絡等がない場合は前年と同等条件にて更新させていただきます。
継続加入を行わない場合、または保険金額等加入内容の変更を希望される場合は募集期間内に募集代理店まで必ずご連絡願います。
 - このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトによ款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 加入者カードは大切に保管してください。また、保険始期より2か月を経過しても加入者カードが届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。

